

10 就業支援に関すること

★障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

とっとりこうきょうしよくぎょうあんていしよ (ハローワーク鳥取) ☎ 0857-23-2021 FAX 0857-22-6906
 くらよしこうきょうしよくぎょうあんていしよ (ハローワーク倉吉) ☎ 0858-23-8609 FAX 0858-22-6494
 よなごこうきょうしよくぎょうあんていしよ (ハローワーク米子) ☎ 0859-33-3911 FAX 0859-33-3959
 よなごこうきょうしよくぎょうあんていしよ ねうしゅつちやうしよ (ハローワーク根雨) ☎ 0859-72-0065 FAX 0859-72-1371

とっとりけんりつとっとり (鳥取県立鳥取ハローワーク) ☎ 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
 とっとりけんりつくらよし (鳥取県立倉吉ハローワーク) ☎ 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
 とっとりけんりつよなご (鳥取県立米子ハローワーク) ☎ 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
 とっとりけんりつさいみなど (鳥取県立境港ハローワーク) ☎ 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

★障がいのある方の職業訓練を行っています。

とっとりけんりつさんぎやうじんざいいくせい (鳥取県立産業人材育成センター倉吉校) ☎ 0858-26-2247 FAX 0858-26-2248

★障がいのある方の職業、雇用に関する相談・支援を行っています。

◎障がいのある方に対して

- ・職業相談・職業評価：自分に合った働き方や職場環境を見つけるため、得意なことや苦手なこと、働く上での課題等を整理し、就職や職場適応に向けた支援内容・方法等を記載した「職業リハビリテーション計画」を策定します。
- ・職業準備支援：一定期間の通所を通じて、就職や職場適応に向けて必要な力を身につけるための支援を行います。

◎事業主に対して

- ・障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する相談・支援を行います。

◎障がいのある方及び事業主双方に対して

- ・ジョブコーチ支援事業：ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。
- ・リワーク支援：うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います。

とっとりしょうがいしよくぎょう (鳥取障害者職業センター) ☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

★障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。

事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターしらはま
 とっとり し ふしの
 鳥取市伏野 2259-17 ☎ 0857-59-6060 FAX 0857-59-2022

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターくらよし
 くらよし し すみよしちよう
 倉吉市住吉町 37-1 ☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターしゅーと
 よなご し どうしやうまち ちようめ いなた ちしよ だい
 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所 第 5 ビル 1 階
 ☎ 0859-37-2140 FAX 0859-37-2140

★就労継続支援事業所の就労事業に関する相談に応じたり、受注拡大・販路拡大に関する
 営業活動を行い、事業所、企業との調整を行っています。

えぬびーおーほうじん とっとりけんしやう しやしゅうろう じ ぎやうしんこう
 NPO 法人鳥取県障がい者就労事業振興センター
 ほんぶ よなご じ むしよ
 〈本部・米子事務所〉
 よなご し こうじまち ちようめ ばんち
 米子市糶町 1 丁目 160 番地
 ☎ 0859-31-1015 FAX 0859-31-1035

とっとり じ むしよ
 〈鳥取事務所・ワークコーポとっとり〉
 とっとり し しょうえいちやう
 鳥取市商栄町 403-1 ☎ 0857-50-1122 FAX 0857-50-0960

(1) 訓練・助成

しょうがいのある方がより早く仕事に適応できるように様々な訓練を行っています。訓練期間中の手当の支給制度もあります。

職業訓練

しゅうぎょう のために ひつよう ぎじゆつ ちしき を身につけるための しょくぎやうくんれん じっし
 就業のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。

【対象者】 身体障がいのある方、知的障がいのある方等。

【注意事項】 ハローワークに求職申込していること

【窓口】 産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※県立ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク八頭では受付していません。

訓練手当

こうきやうしょくぎやうあんでいしやうじやう じゆこう し じ こうきやうしょくぎやうのうりよくかいはつ し せつ おこな しょくぎやうくんれん じゆこうしや
 公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練の受講者
 たい ろうどう し さく そうごうてき すいしんなら ろうどうしや こうやう あんでいおよ しょくぎやうせいかつ じゅうじつどう かん
 対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

る法律に基づく援助措置として、訓練期間中に訓練手当を支給します。

【注意事項】雇用保険法による失業給付等の受給者は対象になりません。

【窓口】県産業人材課

☎ 0857-26-7222 FAX 0857-26-8169

産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※県立ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク八頭では受付していません。

障がいのある方を対象とした鳥取県職員採用試験（正職員・会計年度任用職員）を行っています

・受験資格等がありますので、詳しくは直接窓口にお問い合わせください。

【対象者】身体障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

知的障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

精神障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

【窓口】正職員

身体障がい、精神障がいのある方

県人事委員会事務局

☎ 0857-26-7553 ☎ 0857-26-8119

知的障がいのある方

県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

会計年度任用職員

県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

県教育委員会事務局教育総務課

☎ 0857-26-7578 FAX 0857-26-8185

ジョブコーチによる支援

障がいのある方が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主の双方に支援を行います。（費用は無料です）

【障がい者への支援例】

- 職場のルールやマナーを理解し、行動するための助言
- 仕事に適應する（作業能率を上げる、作業ミスを減らす）ための支援
- 人間関係や職場でのコミュニケーションに関する助言
- 健康管理、生活リズムの構築支援

【事業主への支援例】

- 障がい者を適切に理解し配慮するための助言
- 仕事の内容や指導方法についての助言

【窓 口】 東部 鳥取障害者職業センター 鳥取市吉方 189

☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

中部 障がい者職場定着推進センターくらよし 倉吉市住吉町 37-1

☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

西部 障がい者職場定着推進センターあしすと
米子市道笑町 2 丁目 126 桑本ビル 1 F

☎ 0859-34-6568 FAX 0859-34-6568

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を事業所に一定期間（原則 3 か月（テレワークを行う場合は最大 6 か月）、精神障がい者は最大 12 か月）試行雇用し、早期就職を図ります。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

障害者短時間トライアル雇用

すぐに週 20 時間以上働くことが難しい精神障がいのある方、発達障がいのある方を、事業所に 3 か月から 12 か月以内の期間で、試行雇用（週所定労働時間は週 10 時間以上 20 時間未満）し、期間内に週所定労働時間 20 時間以上を目指します。

【対象者】 精神障がい及び発達障がいのある方。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

職場実習

一般の事業所へ就職を希望する障がいのある方に対して、実際に事業所で実習をしていただき、就職へ必要な訓練を行います。

【対象者】 障害者就業・生活支援センターに登録している障がいのある方、

障がい者福祉施設等を利用している方、特別支援学校の生徒。

【窓 口】 障害者就業・生活支援センター、障がい者福祉施設、特別支援学校

リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病等の精神疾患で休職中の方に対し、センター内での作業や講習を通じて、生活リズムの立て直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援を行います。事業主に対しては、職場の受入体制の整備（上司、同僚等のサポート体制構築等）についての支援を行い、職場復帰につなげていきます。

【窓 口】 鳥取障害者職業センター

職業準備支援

一人ひとりの状況に応じて個別カリキュラムを作成し、センター内での作業や講習を通じて、基本的な労働習慣や作業遂行能力、職場でのコミュニケーションなどを身につけるための支援を行います。終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチ支援等につなげていきます。

【窓 口】 鳥取障害者職業センター

（2）工賃（賃金）の支払いについて

就労の訓練を行う事業所（施設）では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃（賃金）として支払われます。

平均工賃月額推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
16,686 円	17,090 円	17,179 円	16,810 円	17,169 円	18,312 円
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
19,511 円	19,481 円	19,203 円	19,797 円	20,378 円	27,345 円

※直近の工賃の詳細については県のホームページで公表しています。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>

※平均工賃月額は就労継続支援 B 型事業所の平均

※あくまでも平均額であり、施設・事業所の利用者すべてにこの額が支給された訳ではありませんので、ご注意ください。